

# 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律の成立について

平成15年6月12日

公正取引委員会

最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、役務に係る下請取引の公正化を図るため、政府が本年3月11日に国会に提出した、プログラムの作成等役務に係る下請取引を下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の対象として追加すること等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」は、参議院における一部修正を経て、本日の衆議院本会議において可決され、成立した。

なお、同法は、6月18日に公布される予定である。

## 1 国会の審議状況

5月20日	参議院	経済産業委員会	提案理由説明
5月22日		〃	質疑
5月27日		〃	参考人質疑，質疑・採決
5月28日		本 会 議	採決
5月30日	衆議院	経済産業委員会	提案理由説明
6月 4日		〃	質疑
6月 6日		〃	参考人質疑
6月11日		〃	質疑・採決
6月12日		本 会 議	採決

## 2 改正法の内容

### (1) 対象となる下請取引の追加

次の取引を下請法の対象として追加する。（第2条）

- ア 情報成果物（プログラム，放送番組等）の作成に係る下請取引
- イ 役務（運送，ビルメンテナンス等）の提供に係る下請取引
- ウ 金型の製造に係る下請取引

### (2) 書面の交付時期に係る規定の整備

製造委託等をした場合に親事業者は下請事業者に対し直ちに書面を交付する必要があるところ，発注時に委託内容等が確定しない取引に対応するため，書面の交付時期について次のとおりのただし書を追加する。（第3条）

必要記載事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては，その記載を要しないものとし，この場合には，親事業者は，当

該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならないこと。

### (3) 親事業者の遵守事項の追加

親事業者が行ってはならない行為として、次のものを追加する。(第4条)

ア 下請事業者に対し、自己の指定する役務の利用を強制すること。

イ 金銭、労務等の経済上の利益を提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害すること。

ウ 下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させること等によって、下請事業者の利益を不当に害すること。

### (4) 違反行為に対する措置の強化

下請法に違反した親事業者に対して、原状回復措置に加えて、再発防止措置を講じることなど「その他必要な措置をとるべきこと」を勧告できるよう、関係規定を整備する。

また、違反事業者に対する公正取引委員会の勧告を必要に応じ公表することができるようにするため、関係規定を整備する。(第7条)

### (5) 罰金の上限額の引上げ

書面の交付義務違反及び書類等の作成・保存義務等違反に係る罪並びに検査忌避等に係る罪の罰金の上限額を50万円に引き上げる。(第10条及び第11条)

## 3 施行期日

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(ただし、前記2(5)については、公布日から起算して30日を経過した日から施行する。)

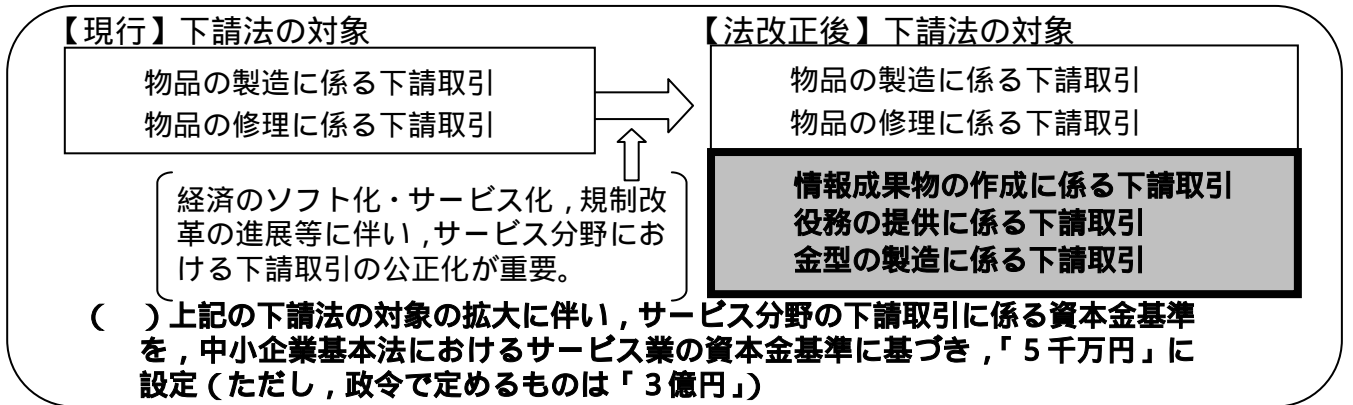
問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3373(直通)

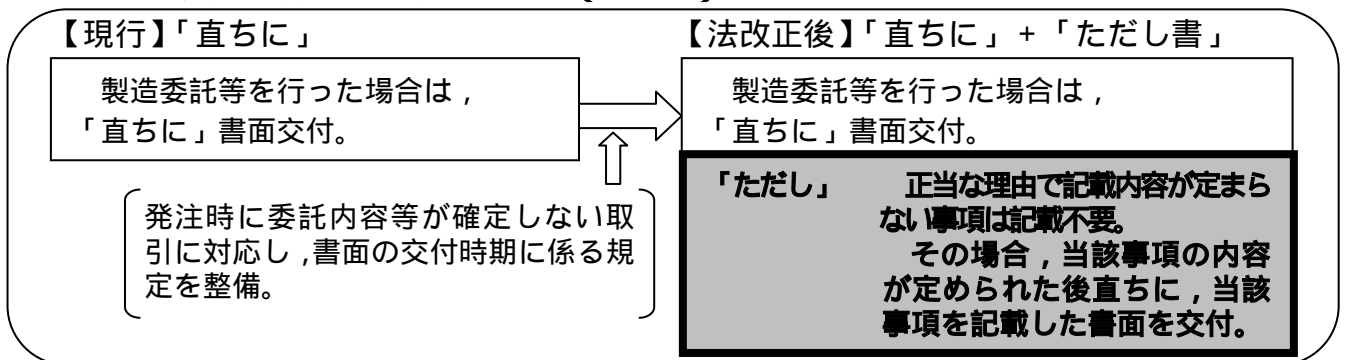
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

# 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律の概要

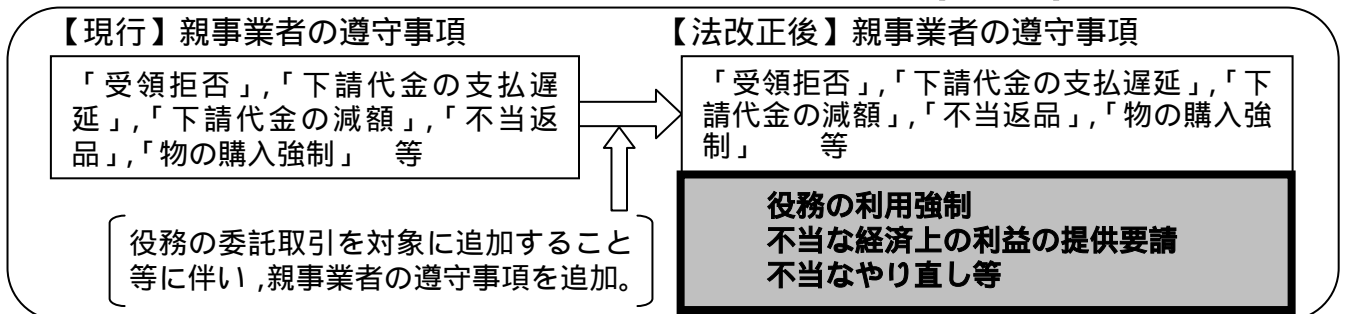
## 1 下請法の対象となる下請取引を，次のとおり追加（第2条）



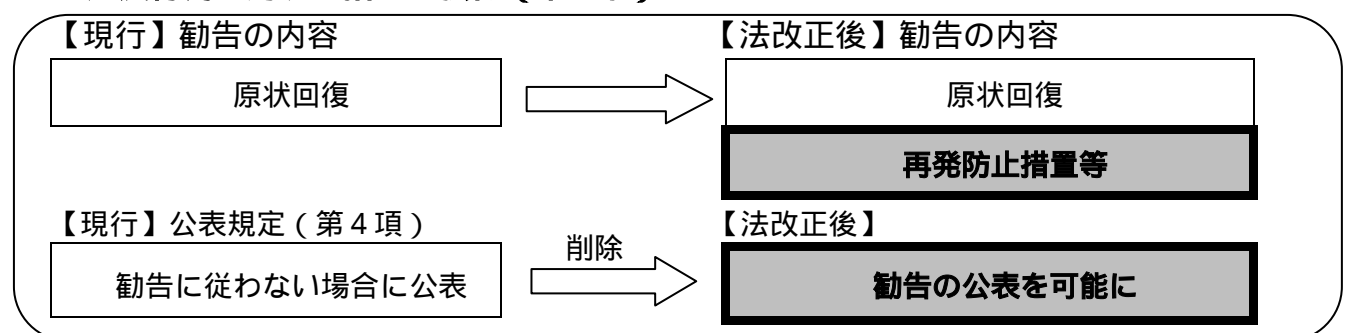
## 2 書面の交付時期に係る規定の整備（第3条）



## 3 下請取引に際し，親事業者が行ってはならない行為を追加（第4条）



## 4 違反行為に対する措置の強化（第7条）



## 5 書面の交付等違反及び書類等の作成・保存違反に係る罪（第10条）並びに検査忌避等に係る罪（第11条）の罰金の上限額を引上げ

